

2026(令和8)年度 放課後児童クラブ利用手数料減免申請書

提出日 年 月 日

(あて先) 一宮市長

申請者(保護者)

住所

氏名

次の理由により、放課後児童クラブ利用手数料の減免(一宮市手数料条例第7条第2項、一宮市放課後児童健全育成事業実施要綱第42条)を申請します。なお、一宮市が放課後児童クラブ利用手数料算定に必要な世帯の関係書類の調査をすることに同意します。

児 童 名 1		(新)学年	年	生年月日	年 月 日生
児 童 名 2		(新)学年	年	生年月日	年 月 日生
施 設 名	児童クラブ				
減免理由	※以下の減免理由1号～3号のうち、該当する号数に☑をつけてください。				
	☐ 1号 入所児童と同居して生計を一にしている父母等の市区町村民税が非課税である。				
	☐ 2号 居住する家屋が、災害(震災、火災、風水害等)により半壊、半焼、床上浸水以上の被害を受けた。				
☐ 3号 児童が障害児児童クラブに入所している。(減免対象は該当する児童に限る。)					

注 意 事 項

- 鉛筆や消せるインクのペン等、容易に消せる筆記具の使用は無効です。
- 訂正をする場合は、二重線で抹消し加筆してください。
- 減免に該当する場合は、申請された翌月分(当初申請は4月分)から減免適用となりますが、児童の入所月に減免申請した場合のみ、その月分から減免適用となります。
- 1号の理由により減免に該当する場合は、市区町村民税の課税情報を基に判定を行うため、課税情報を確認できない場合は減免を受けることができません。
- 4月から6月までの利用手数料については令和7年度分の市区町村民税の課税情報を基に判定し、7月から翌年3月までの利用手数料については令和8年度分の市区町村民税の課税情報を基に判定します。
- 申告等により課税情報が変更決定された場合は、申告日等の翌月分(当初申請は4月分)から変更後の課税情報で再判定しますが、児童の入所月に申告等がなされた場合のみ、その月分から変更後の課税情報で再判定します。
- 2号の理由により減免に該当する場合は、減免できる期間は被災された月から1年間としますが、申請された年度内のみの減免適用となります。
- 減免申請書は毎年度提出が必要です。

※裏面を必ずご確認の上、必要書類を揃えて提出してください。

必要書類

- 2025（令和7）年1月1日以降、継続して一宮市に住民票がある方

1号	減免申請書
2号	減免申請書、被災証明書または罹災証明書（被災の日付、程度を証明する書類）
3号	減免申請書

- 2025（令和7）年1月2日から2026（令和8）年1月1日までの期間に一宮市へ転入した方

1号	減免申請書
	【6月以前に申請する方のみ】減免申請書、令和7年度分の非課税証明書
2号	減免申請書、被災証明書または罹災証明書（被災の日付、程度を証明する書類）
3号	減免申請書

- 2026（令和8）年1月2日以降に転入した方

1号	減免申請書、令和8年度分の非課税証明書
	【6月以前に申請する方のみ】減免申請書、令和7年度分の非課税証明書
2号	減免申請書、被災証明書または罹災証明書（被災の日付、程度を証明する書類）
3号	減免申請書

※ 令和7年度分の所得課税証明書（非課税証明書）は、2025（令和7）年1月1日に住民票がある市区町村役場で発行します。

※ 令和8年度分の所得課税証明書（非課税証明書）は、2026（令和8）年1月1日に住民票がある市区町村役場で、2026（令和8）年6月以降に発行します。